

# 手話通訳・要約筆記者の派遣を行っています

聴覚障がいのある方等を対象に、手話通訳・要約筆記が必要な場合、市から通訳者を派遣しています。派遣できる内容は下記のとおりです。必要に応じてご活用ください。

## ● 公共事業の場合

### 県や市が行う事業

- ・ 講演会、説明会
- ・ 文化やスポーツの大会
- ・ 乳幼児健康診断など



申請方法

**事業の担当部署へ伝える**

※大規模な行事は予め設置があります

### 学校やこども園の行事

- ・ 授業参観、懇談会
- ・ 運動会、学習発表会
- ・ 個別相談など



申請方法

**事前に先生へ相談する**

## ● 日常生活で必要な場合

### 生活に不可欠であり、説明を必要とする契約等

- ・ 高額な契約の手続き (自動車、家、リフォーム)
- ・ 水道、ガス、電気、携帯電話の契約
- ・ 金融機関で手続き



申請方法

**市役所 障がい福祉課へ申請する**

① 申請書入手

- ・ 障がい福祉課窓口
  - ・ 市ホームページから入手可
- ※連絡いただければFAXで送ります

② 派遣希望日の10日前までに申請

- ・ 申請書をファックス、メールで提出
  - ・ あいち電子申請システムから申請
- ※日にちが近くても可能な限り対応します



### 医療・健康・福祉に関する相談

- ・ 病院受診、健康診断
- ・ 福祉施設等での手続き



### 教育・保育に関すること

- ・ 塾の説明会
- ・ 子どもの習い事の手続き



### 就職に関すること

- ・ 就職先の見学
- ・ 就職のための面接



### 地域の会合・役員活動

- ・ 組長会
- ・ 地域の会合



### 教養・自己啓発 \*1人年間48回まで

- ・ 資格取得、研修会
- ・ 習いごと



### 冠婚葬祭

- ・ 結婚式 (打合せ含む)
- ・ 葬式 (手続き含む)



## ● 緊急の場合

急病やケガ、火災、事故などで119番通報が必要な場合

申請方法

**Net119を利用する**

裏面参照

● 宗教・政治活動に関すること、企業や個人の経済活動への派遣はできません。

※企業内の事業については、雇用主に配慮を行う義務があります。勤め先に相談してください。

問合せ 豊田市障がい福祉課

電話番号 (0565) 34-6751 ファックス番号 (0565) 33-2940

Eメール shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp

# 119 Net119緊急通報システム

きんきゅう つうほう



## どんなシステム？

アプリで救急車・消防車を呼ぶことができます。 **(事前登録制)**



## 登録方法

(1) 「[entry\\_23211@entry07.web119.info](mailto:entry_23211@entry07.web119.info)」に空メールをおくる。

または、右の2次元コードを読みこむ。

(2) 返ってきたメールのリンク先にアクセスする。

(3) 住所、名前などを入力する。

(4) アプリをホーム画面に追加する。



登録用2次元コード

## 利用対象者

音声での119番通報が困難な方



## 問合せ先

豊田市消防本部 指令課 〒471-0879 豊田市長興寺5丁目17番地1

メール [shoubou-shirei@city.toyota.aichi.jp](mailto:shoubou-shirei@city.toyota.aichi.jp)

FAX 0565-35-9739 電話番号 0565-35-9724